

不幸にして事故が起これば様々な責任が問われる。今回は主として法的な面を中心にオリエンテーリングでの事故について考えてみたい。

1. はじめに

オリエンテーリングは不確定要素の多いアウトドアで行われるスポーツであり、すべての事故を防ぐことはできない。整備された公園でさえ事故が起こる。しかし、防げる事故を防ぐ努力をしないことは、道義的・法律的にも責任問題となる。では、法的責任とはどのようなものだろうか。

2. 法的責任

法的責任には、民事責任と刑事責任がある。前者は被害者からの損害賠償の訴えによって問われるが、後者は社会的に違法とされる行為に対して国家が刑罰を科すという視点から問われるものであり、業務上過失致死傷といったものがそれに当たる。

余暇における行為でも、「業務」として下級審で刑事責任が問われたケースがあるが、大会の場合問われるのは、多くの場合民事責任、つまり大会での事故によって傷害等を追った被害者からの賠償請求であると思われるので、この点について、さらに詳しく説明しよう。

民事責任が問われる代表的なケースが不法行為である。不法行為を構成する要件はいくつかあるが、特にオリエンテーリング大会での問題になるのは「違法性」「過失」「因果関係」であろう。

1) 違法性と許された危険

スポーツには危険が伴うし、誰もそれを知っている。では、それを知りながらスポーツ大会を実施し、参加者に被害を及ぼした場合、それは過失になるだろうか。実はそこに「許された危険」「危険の同意」という考え方がある。「許された危険」とは、危険を含む行為であるが、教育・訓練・健康保持等、社会生活上意義があるものに対して、状況によって法的責任を及ぼさないという考え方である。また「危険の同意」とは、社会的に許される程度である限り、そのスポーツやゲームで生じる危険を参加者は受忍することに同意していると考えられることである。

簡単に言えば、危険を内在するスポーツをしているからといって、それが社会的に許容される限度であり、また参加者がそれを承知している場合、そういうスポーツを実施したことだけをもって違法とは考えられないということである。

2) 過失

常識的に考えた場合、参加者に怪我をさせようとする主催者はいない。むしろ安全に競技を終えてほしいと考えるだろう。だから、事故の多くは「故意」ではなく「過失」によって発生する。過失とは、社会一般的常識からすればすべき注意義務を怠ったことである。

注意義務は一般には、危険を予見する義務（予見義務）と危険を回避する義務（回避義務）からなる。何が「常識的範囲」かは判断が難しいし、時代によっても変化する。今ほど熱中症の危険が顕著に知られていなかった時には、「水を飲むな」という指導も注意義務違反を問われなかったかもしれないが、夏場の熱中症に対する知識が広がった今、それに対する対策を怠ることは注意義務違反となるであろう。

一般の指導者であれば気づくべき危険を見逃せば、予見義務違反になる。また、ルート上で崖のそばを通過することを予見したのに、それに対して危険箇所を示すテープを巻かなかつたなどの場合には回避義務違反となる。

3) 因果関係

事故は、複数の要因によって発生する。従って、過失（予見義務、回避義務の違反）があったとしても、そのことが直接的な損害の原因になっているかどうかが問題となる。これが因果関係である。たとえば、交通量が多い道路に対する役員の配置が不十分であり、そこで競技者と車の接触による事故があったとしても、事故の原因が車のスピード違反や競技者のみ出し走行であるとされれば、主催者の違法性は問われない訳である。

3. 実際の判決より

スポーツやレクリエーションにおける民事訴訟でどのような判決がなされたかを通して、主催者が何に気をつけるべきであったかを見てみよう。

1) 子ども会のキャンプにおける溺死事故

この事故はボランティアである引率者に対する刑事責任が下級審で認められた例として著名なものである。

この事故では子供会の育成会員（大人）11名が30名の子ども会児童を連れて河原でキャンプを行っていたところ、9歳の子どもが指定区域から15m下流の岩から深みに滑り落ち、水死した。

この事故では刑事審において、児童は年齢と能力に応じて保護を必要とするものであり、その責任は親だけでなく、法律・契約・慣習上一定の地位にあるものが時と場合に応じて負担すべきであり、子ども会の引率者も、その責任を応分に負担すべきであるという判断がなされている。

また民事審では、水遊びの場所を当初の予定場所より変更し、上流・下流に深みがあることを認識しながら、無秩序の状態にあった子どもに川遊びの許可区域や注意事項を徹底せず、注意義務を怠ったとして、引率者の責任を認めている。

ただし、子どもは満9歳で川遊びの危険性を自分である程度は避けることができる年齢であり、子ども自身の不注意に対して2割の過失相殺を認めている。

2) トライアスロン競技会の例

この事故は茨城県で開催されたトライアスロン大会（水泳2km、自転車30.1km、マラソン17.5km）で60歳の参加者Aが、スタート後1400mの海上で心臓停止し、4日目に死亡したものである。

この事故では、主催者の安全管理の体制や実際の対処などが問われたが、参加者はそれが鉄人競技とも呼ばれる耐久競技であることを知っている上で参加しているのであって、そのような大会の主催者としては、参加者に一定程度の水泳技能や注意力、判断力があることを前提に安全性を配慮すれば足りるとして、対処等に問題はなかったという判断を示している。

4. 主催者・指導者がすべきこと

1) 危険の予見と回避

大会の主催者や指導員が果たすべき法的責任として、危険の予見と回避は重要な位置を占める。つまり主催者や指導員は、実際にある大会なり指導場面でのオリエンテーリングで、どのような危険が一般的に発生するかを知り、それに対する適切な対応を事前しておく必要がある。

前回のレポートからは、傷害事故が発生する要因として、路面、穴、切り株、木の根、針金、鉄条網、側溝、崖、植生などがあることが紹介された。またそれによって発生する事故としては、転落、転倒にともなう打撲、切り傷、骨折、捻挫、踏み抜き、あるいは野生動物による襲撃、特にハチによる襲撃は実際にも大会会場で発生しており、なおかつアナフェラキシー（アレルギー反応）ショックによる死亡事故も起こりかねない。

また天候によっては、熱中症や低体温症などの発生もありえる。山岳地域では道迷い、逆に市街地周辺でのコースでは交通事故などの危険性がある。また場所によっては、池や川への転落も考えうるであろう。

以上は一般的なものであり、大会や指導の実施にあたっては、具体的にその場所（あるいはコース途上）にどのような危険があり、事故の可能性があるかを具体的に把握し、適切に参加者に伝えるか、その場所への対応をする必要があるだろう。

こうした対応は、参加者の年齢層によって異なるものでなければならない。社会的常識からも、裁判の判決からも、成人に近いものほど、本人の注意義務を認め、指導者の注意義務を限定することが多い。小学生の場合、概ね中学年までは指導者の広汎な責任が問われているが、中学生ともなると指導者の責任は限定的なものとなり、高校2、3年では、成人なみの注意が可能であると認められることが一般的である。

とは言い、競技中の参加者は地図に注意を奪われることもあれば、他者との併走によって周囲への注意が低下することもある。突然現れる、すべりやすい急斜面やその直下の切り株など、事前に参加者自身が予期できないような場所での危険については、主催者や指導者は事前に確実に対処すべきだろう。

2. 参加者への告知

トレインやコースに具体的な危険がある場合、愛好者である成人の参加者に対しては、それを事前の情報として提供しておくことは、事故防止という点でも法的責任を果たす上でも有用であろう。

また初心者が大会に参加する場合には、オリエンテーリングがどのような競技であり、そこにどのような潜在的危険があるかを、不安感を抱かせない程度に伝えることも必要である。道のない不整地を走ることで捻挫等の可能性がある、藪の中を歩くこともあるので、切り傷、時にはかぶれなどが発生するなど、具体的なリスクについては、確実に伝えるようにしたい。スポーツやリクリエーションの普及時には、

ややもすると、その楽しい面だけが強調されがちであるが、危険についての情報を提供することも、やはり法的にも事故防止の上からも必要なことだ。

スポーツ大会で見受けられる「誓約書」ないし「承諾書」についても、この視点から考えることができる。これらの書類は何か事故があっても、自分の責任で参加したのだから文句を言わないことを宣言した書類として解釈することはできないというのが、法的通念である。これらは「このスポーツの特徴について十分理解している/説明を受けた」ということを了解した、一種のインフォームドコンセントであると考えた方がよいだろう。

「誓約書」を楯にして、「文句を言わないと誓ったではないか」と言うことはできないのである。自己責任で参加した場合でも、主催者や指導者には参加者の安全を確保する責任は残っているのである。

5. リスクマネジメントと クライシスマネジメント

文献によって用語が違うことがあるが、事故の未然の防止についての対応をリスクマネジメントと呼び、事後の適切な対処をクライシスマネジメントと呼ぶことが一般的なようである。

今回中心的に述べた法的な問題は、それをクリアすることがリスクマネジメントになっていると同時に、いざ事故が起こってしまった時に、そのトラブルやダメージを最小限に抑えるという意味でクライシスマネジメントにもなっている。

この他にもクライシスマネジメントとしては、事故後の適切な処置（ファーストエイドや関係機関への連絡体制）や対応（関係者への誠意ある対応や反省に基づく再発防止）など様々な側面があることは言うまでもない。

この記事の執筆後に発生した太田氏の事故についての日本オリエンテーリング協会の対応については、いずれ時期を見て本誌上でも公表する予定である。大会を開催するもの全てが、不測の事態を常に念頭においた体制作りを行なう必要がある。

（村越 真）

全日本大会における競技中の死亡事故について

日本オリエンテーリング協会
専務理事 村越 真

去る3月26日、栃木県矢板市において、日本オリエンテーリング協会の年間最大行事である全日本オリエンテーリング大会が行なわれました。この大会での残念な事故について報告いたします。

M70Aに参加された岩手県の太田基（おたもと）氏が、高血圧を要因とする急性心筋梗塞により競技中に亡くなりました。同氏は5番コントロールを通過後、舗装道路で倒られました。駆けつけた役員や競技者の方々が救急車到着まで救命に尽力しましたが、再び息を吹き返されることはありませんでした。

3日後の29日に、盛岡市において、実兄の愛人氏（牧師）の司式もと、天国に旅立たれました。残されたご遺族に対して哀悼の意を表するとともに、同氏のご冥福をお祈りいたします。

併せて、競技中にもかかわらず、氏の救命にご協力いただいた競技者の方にも、深く感謝いたします。結果として氏をお救いすることはできませんでしたが、居合わせた方々の処置に対して、同氏とともに参加された岩手県の関係者の方から、「大会関係者は応急処置から収容された病院での措置まで一生懸命対応して下さい」という感謝の言葉をいただいたことを付記いたします。

オリエンテーリングは、自然の中を歩く競技であり、潜在的には様々なリスクを抱えているスポーツです。そのような中で、不測事態が発生することも、競技の性質上ある程度は覚悟しなければなりません。当協会でも、昨年来大会でのヒヤリハット（事故につながりかねないトラブル）の調査、その他、安全面についての取り組みを強化し始めた矢先だけに、今回の事故は非常に残念に思います。

今後、当協会はもちろん会員・関係団体への啓発や情報提供を進めるとともに、大会中の安全確保について、より一層の取り組みを行なう所存です。なお、事故そのものの状況やその後の対処についての詳細な記録については、状況がまとめられ次第、大会報告書、ウェブ等に掲載の予定です。万が一の場合へのリスク管理の一助としていただければ幸いです。